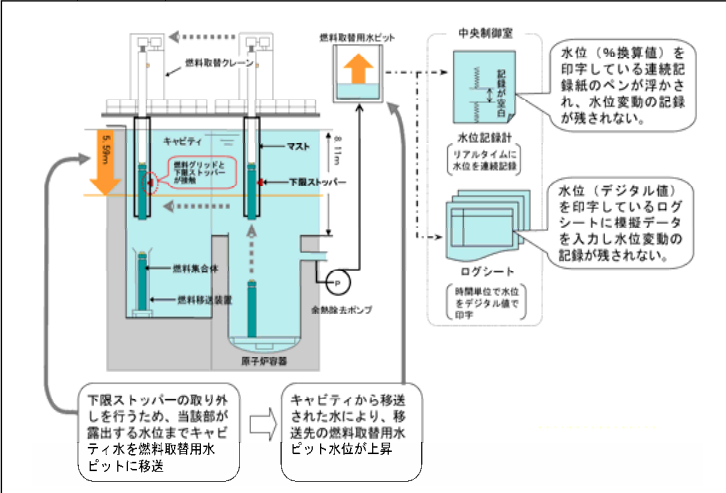



聴き取り調査において認められた不適切事象（原子力発電設備）

件名	号機他	時期	確認された事実	安全等に関する問題点	現時点における改ざん等の有無
キャビティ水の移送実績の改ざん	大飯 3号機	H7.9.25	<p>定期検査時の燃料取出作業中に燃料取替クレーンの下限ストッパーが正規の位置よりマスト（燃料を保護する筒）内部に少し出た形で取り付けられていたため、マスト内で下限ストッパーと燃料集合体9体のグリッド（支持格子）が接触した。</p> <p>平成7年9月25日に燃料取出し完了後、下限ストッパーを取り外すため、キャビティ水の水抜きを行い、水面を5.59m下げる操作がなされた。</p> <p>その際、キャビティ水の移送先である燃料取替用水ビット水位記録計のペンが浮かされるとともに、ログシート（運転状態を記録するための計算機の出力）の水位に模擬データが入力され、水位変動の記録が残されていなかった。</p> <p>また、当直課長引継簿および運転日誌においては、キャビティ水の移送操作が記録されていなかった。</p> <p>荷重変動の発生した9体の燃料集合体について、当時の外観検査時のビデオを確認した結果、写真に示すように一部の燃料集合体に最大約9mmのグリッドの位置ずれが認められるものの、いずれの燃料集合体にも損傷は認められなかった。</p> 	<p>【安全に関する問題点】</p> <p>問題なし (理由) キャビティ水位を5.59m下げる操作は、炉心に燃料がなかったことから安全上および被ばく管理上の問題はなかった。 燃料取替用水ビット水位について、水移送時の運転監視も実施しており、安全上の問題はなかった。 接触した燃料集合体についても損傷は認められず、安全上の問題はなかった。</p> <p>【法令・協定適合性に関する問題点】</p> <p>法令上の問題はなく、安全協定上の異常事象には該当しないものと考えられるが、安全協定の円滑な運用上、軽微な事象であっても前広に情報連絡を行うことが適切であると考えられる。</p> <p>(理由) 炉心に燃料がなかったことから燃料取替用水ビット水位は保安規定に基づく運転上の制限にあたらな。また、その記録についても法令や保安規定に基づくものではなかった。 燃料取替クレーンについては、受検後下限ストッパーを取り外しているが、定期検査である動力源喪失検査に影響を与えるものではなかった。 また、本件のような燃料集合体の損傷に至らない荷重変動は法令に基づく報告対象ではない。重要な機器である燃料の一部を構成する支持格子に、作業に伴う位置ずれが発生しているが、安全上の問題ではなく、安全協定上の異常事象には該当しないと考えられる。</p> <p>【社内規則に関する問題点】</p> <p>主要な機器の運転操作を記録計や当直課長引継簿・運転日誌に記録しなかったこと、およびログシートに模擬データを入力していたことは社内規則に抵触していた。</p>  <p>画面の水平線に比べ、グリッドの左側が、最大約9mm上方向にずれている。</p> <p>位置ずれした燃料集合体のグリッド部外観写真</p>	なし 現在では、燃料取替クレーンの下限ストッパーは正規の状態に取り付けられている。
原因			対策		
<p>当時の関係者に聴き取りを行った結果、明確に原因を特定することに至らなかったものの、燃料取替用水ビットの水位変動を運転管理専門官（当時）に説明することによって、燃料取替クレーンの作業についても説明することになることを避けようとした意識が働いたものと推定される。</p>			<p>水移送の記録を残さなかったことは不適切な行為であったため、コンプライアンスの重要性についての再徹底が必要である。至近に発生した「制御用空気圧縮機の切替え操作実績の改ざん」も同様な事象であるため、各発電所長から課長クラスに対して以下の項目について徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス遵守の重要性を再認識すること ・問題があることを正していく勇気を持ち、何かあれば不適合管理をしっかりと行うこと ・万一、迷うようなことが発生した場合などは、上司を含めた関係者と相談すること <p>また、コンプライアンス遵守の意識が風化しないように、引き続き意識の徹底を図っていく。</p> <p>なお、現在では、法令や安全協定等による報告義務のない事象についても前広に国や地方自治体等に情報提供することとしており、保安検査官への説明も日常的に実施しているため、今後も関係方面への情報提供について徹底していく。</p>		

聴き取り調査において認められた不適切事象（原子力発電設備）

件名	発電所	時期	確認された事実	安全等に関する問題点	現時点における改ざん等の有無
<p>充てんポンプ出口弁からの水漏れ事象に関する不適切な対応</p>	<p>大飯 2号機</p>	<p>H12.1</p>	<p>大飯2号機において、平成12年1月1日にC-充てんポンプ出口弁のキャノピーシール部から僅かな漏れが発生したため、1月2日に当該ポンプを停止し、キャノピーシール部のピンホール（微小孔）の部分溶接補修を実施した。</p> <p>その後当該ポンプを起動したが、数日後の1月6日に、再度当該弁のキャノピーシール部の違う場所から僅かな漏れが発生し、1月6日に当該ポンプを停止し、キャノピーシール部の全周溶接補修を実施した。</p> <p>漏れい時については、応急的に弁全体をビニール等で覆い、養生をして、ホースにてドレンヘッダに導いており、漏れいも少なく構造上漏れいが増大するような状況ではなかった（管理された漏れいの状態としていた）。</p> <p>弁のキャノピーシール部からの僅かな漏れいであり、溶接補修は工事計画や溶接検査に関する手続きは不要であり、技術基準上も問題なく、炉規則に基づく国へ報告すべきトラブル事象には該当しないと判断したことから、国や福井県等への連絡はしなかった。</p> <p>当直課長引継簿に充てんポンプの切替え作業についての記載があったが、当該ポンプの切替え理由である漏れいについての記載はなかった。</p> <p>ねじ等の機械的な方法により充分に接合された弁箱の接合部において、漏れ防止のために接合部外周に取り付けられた金属製リング形状の溶接シール</p>	<p>【安全に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 〔 系統構成上、他の充てん/高压注入ポンプで当該機能を代替できることから、安全上〕の問題はなかった。</p> <p>【法令・協定適合性に関する問題点】</p> <p>法令上の問題はなく、安全協定上の異常事象には該当しないものと考えられるが、安全協定の円滑な運用上、軽微な事象であっても前広に情報連絡を行うことが適切であると考えられる。</p> <p>（理由） 〔 漏れい部位は弁ポンネット等の耐圧部位ではなく、漏れ止め溶接をしているキャノピーシール部であり、技術基準上の要求もないため、当該部の溶接補修については、工事計画や溶接検査に関する手続きは不要である。また、C-充てんポンプの隔離については保安規定の運転上の制限には抵触せず、漏れい量も僅かであることから国のトラブル基準に該当しない。〕 当該キャノピーシール部は耐圧部ではないこと、および系統構成上当該部を隔離することで容易に漏れいを止めることができ、運転停止した充てんポンプに要求される機能も他のポンプで代替できたこと、ならびに漏れいした水は管理された状態で回収されていたため、安全協定上の異常事象には該当しないと考えられる。</p> <p>【社内規則等に関する問題点】</p> <p>当直課長引継簿に充てんポンプの切替え作業についての記載があったが、当該ポンプの切替え理由である漏れいについての記載はなく不適切であった。当直課長引継簿に軽微な事象についても丁寧に記載する必要があった。</p>	<p>なし</p>
			<p>概略系統図と当該弁構造図</p>		
原因			対策		
<p>法令上の問題はなく、安全協定上の異常事象には該当しないものと考えられるが、安全協定の円滑な運用上、前広に情報連絡を行うという意識が薄かった。</p> <p>また、ポンプ切替えの理由も、軽微な漏れいだったことから、当直課長引継簿に記載しなかったものと考えられる。</p>			<p>情報連絡については、過去の教訓を踏まえ、判断に迷う場合は前広に連絡することを念頭において対応することが基本であることを徹底し、これを引き続き実践していく。</p> <p>当直課長引継簿については、軽微な事象についても丁寧に記載するように徹底する。</p>		

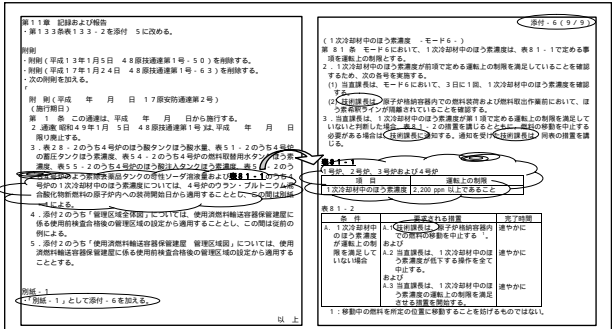
聴き取り調査において認められた不適切事象（原子力発電設備）

件名	号機他	時期	確認された事実	安全等に関する問題点	現時点における改ざん等の有無																				
総合保安管理調査に提示する社内資料の改ざん	若狭支社（当時）	H17	<p>平成6年2月7日に平成5年度の社内品質調査の結果が、原子力・火力本部長から福井原子力事務所長宛に通知された。この時に通知された社内品質調査結果には、是正を必要とする指摘事項はなく、一層の品質保証活動の充実を図るための13項目の要望事項だけが抽出されていた。この13項目の要望事項は、4項目の正式な要望事項（対外的に説明するもの）と9項目の社内扱いとしてフォローする事項（長期的な検討を要するものや他部門への要望など、すみやかな改善に結びつきにくいものを社内扱いとしてフォローするもの）に分けられていた。</p> <p>この通知文書を受けた福井原子力事務所では、平成6年3月18日に、13項目の要望事項についての社内対応箇所を福井原子力事務所長決裁の文書「平成5年度社内品質調査結果について」で決定した。この時、下表に示すように、4項目は通商産業省総合保安管理調査時に提示することとし、その他の9項目については社内扱いとすることを明記していた。</p> <p>平成7年度の通商産業省総合保安管理調査の前に、若狭支社（福井原子力事務所から改称）原子力品質管理センター内での議論において、「13項目が記載された決定文書を総合保安管理調査時にそのまま提示するのは、調査に提示する4項目と社内扱いの9項目に分けることが明記されており説明しにくい。」という提案があり、この提案を受けて、原子力品質管理センター所長は、上記文書の原本まで修正すべきと考え、若狭支社長に説明した上で、当該文書の改訂版を過去の日付に遡って作成した。</p> <p>なお、本件に関連する文書「品質保証計画書の徴収方法等に関する運用の改正について」および「平成5年度社内品質調査結果に対する取り組み状況について」についても同様の修正が加えられた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">社外扱い</th> <th style="width: 50%;">社内扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質保証計画書の要求・審査（徴収、運用方法の見直し）</td> <td>品質保証計画書の記載項目の整合性調整（保修業務要領と資材の要綱との整合をとる）</td> </tr> <tr> <td>標準類の誤用防止（原子力管理部門）（改正通知を行う際は、受け側が差し込み補完可能な形態にする等の徹底が必要）</td> <td>請負工事に要求する保証期間の食い違い（保修業務要領と資材の要綱との整合をとる）</td> </tr> <tr> <td>作業計画書のチェック内容の合理化（重複しているチェック、サイン等を減らす）</td> <td>設備台帳のあり方（現行設備台帳を廃止できないか検討）</td> </tr> <tr> <td>運転操作所則改正手続き時の迅速化（簡易りん議形式で2度手間をなくす）</td> <td>最新版運転操作所則の配布箇所の見直し（誤用防止の観点から配布箇所を必要最小限とする）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備変更管理でのメモ兼管理表の作成範囲の見直し（管理対象範囲を絞り、業務的的確化を検討）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>作業要領書の見直し（標準作業要領書の見直し、改良作業要領書（ベテラン用、初心者用）の適用および作成推進等が必要）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当直課長引継簿の保有期間の整合調整（要綱、支達のミスマッチ調整）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事仕様書記載内容の明確化（担当者は要求仕様を明示すべく努力が必要、役職者は要求仕様を漏れがないかチェックの強化が必要）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力用の共通技術スペックの整備に関して方向性検討（大飯3、4号機のスペック活用等検討）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">平成5年度社内品質調査結果</p>	社外扱い	社内扱い	品質保証計画書の要求・審査（徴収、運用方法の見直し）	品質保証計画書の記載項目の整合性調整（保修業務要領と資材の要綱との整合をとる）	標準類の誤用防止（原子力管理部門）（改正通知を行う際は、受け側が差し込み補完可能な形態にする等の徹底が必要）	請負工事に要求する保証期間の食い違い（保修業務要領と資材の要綱との整合をとる）	作業計画書のチェック内容の合理化（重複しているチェック、サイン等を減らす）	設備台帳のあり方（現行設備台帳を廃止できないか検討）	運転操作所則改正手続き時の迅速化（簡易りん議形式で2度手間をなくす）	最新版運転操作所則の配布箇所の見直し（誤用防止の観点から配布箇所を必要最小限とする）		設備変更管理でのメモ兼管理表の作成範囲の見直し（管理対象範囲を絞り、業務的的確化を検討）		作業要領書の見直し（標準作業要領書の見直し、改良作業要領書（ベテラン用、初心者用）の適用および作成推進等が必要）		当直課長引継簿の保有期間の整合調整（要綱、支達のミスマッチ調整）		工事仕様書記載内容の明確化（担当者は要求仕様を明示すべく努力が必要、役職者は要求仕様を漏れがないかチェックの強化が必要）		原子力用の共通技術スペックの整備に関して方向性検討（大飯3、4号機のスペック活用等検討）	<p>【安全に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 平成5年度の社内品質調査結果については、原子炉施設の安全性に関する指摘および是正を要する指摘はなく、業務の仕組みの更なる改善のための要望事項であったため、安全上の問題はなかった。</p> <p>【法令・協定適合性に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 総合保安管理調査は、通商産業省が電気事業者の自主保安管理体制の状況を総合的な調査により把握し、電気事業者の自主保安管理体制の充実強化を図るとともに原子力発電の安全性・信頼性の一層の向上に資することを目的として実施していたものであり、法令に基づく調査ではないため、問題はなかった。</p> <p>【社内規則等に関する問題点】</p> <p>社内文書を過去の日付に遡って作成したことは社内規則に抵触していた。</p>	なし
社外扱い	社内扱い																								
品質保証計画書の要求・審査（徴収、運用方法の見直し）	品質保証計画書の記載項目の整合性調整（保修業務要領と資材の要綱との整合をとる）																								
標準類の誤用防止（原子力管理部門）（改正通知を行う際は、受け側が差し込み補完可能な形態にする等の徹底が必要）	請負工事に要求する保証期間の食い違い（保修業務要領と資材の要綱との整合をとる）																								
作業計画書のチェック内容の合理化（重複しているチェック、サイン等を減らす）	設備台帳のあり方（現行設備台帳を廃止できないか検討）																								
運転操作所則改正手続き時の迅速化（簡易りん議形式で2度手間をなくす）	最新版運転操作所則の配布箇所の見直し（誤用防止の観点から配布箇所を必要最小限とする）																								
	設備変更管理でのメモ兼管理表の作成範囲の見直し（管理対象範囲を絞り、業務的的確化を検討）																								
	作業要領書の見直し（標準作業要領書の見直し、改良作業要領書（ベテラン用、初心者用）の適用および作成推進等が必要）																								
	当直課長引継簿の保有期間の整合調整（要綱、支達のミスマッチ調整）																								
	工事仕様書記載内容の明確化（担当者は要求仕様を明示すべく努力が必要、役職者は要求仕様を漏れがないかチェックの強化が必要）																								
	原子力用の共通技術スペックの整備に関して方向性検討（大飯3、4号機のスペック活用等検討）																								
原因			対策																						
社内品質調査で出された要望事項を通商産業省総合保安管理調査提示用と社内扱い用に区分している社内文書をそのまま総合保安管理調査で提示すると、区分理由について議論となり、説明に手間がかかることを懸念したものと推定される。			平成15年10月の品質マネジメントシステム構築以降、社内規則に基づき、毎年度、原子力事業本部および発電所内で内部監査を実施している。この内部監査の記録については、保安検査等で、ありのままを提示し、説明している。																						

聴き取り調査において認められた不適切事象（原子力発電設備）

件名	号機他	時期	確認された事実	安全等に関する問題点	現時点における改ざん等の有無
総合負荷性能検査での記録対象計器に関する不適切な調整	美浜 1号機 2号機 3号機 大飯 1号機 2号機 3号機 4号機 高浜 1号機 2号機 3号機 4号機	H15.10以前	<p>総合負荷性能検査に先立ち、受検担当課である技術課において、調整運転中のプラントパラメータが安定状態にあることを確認するために、データ採取を行っているが、高浜発電所において平成2年から平成11年まで対象計器のばらつきを調整していたという証言や、その他の発電所でも同様の証言が得られたため、3発電所とも事実を証明する書類は残っていなかったが、以下のような不適切な調整を行った蓋然性が高いと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：平成15年10月以前 （平成14年の東電問題によって不適切な行為に対する意識が高まったことに加え、平成15年10月の定期事業者検査制度導入により事業者の説明責任が明確になったことから、同制度導入以降はばらつきを説明することとしている。また、現在では従来の管理目標値が一点の数値であったものが、幅を持たせたものに変更され、不適切な調整を実施する必要がなくなった。） ・対象パラメータ：加圧器水位、蒸気発生器水位、主蒸気流量 等 ・調整方法 チャンネル間で合理的な説明が難しい許容誤差範囲内のばらつきが認められた場合に計器の表示値を調整した。 <p>【調整例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位等の1つの物理量に対して、複数計器を備えている指示計について、許容誤差範囲内であっても、チャンネル間の表示値にばらつきが認められた場合にばらつきを調整した。 <div data-bbox="510 778 1128 1248" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">計器調整のイメージ図</p> </div>	<p>【安全に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 合理的な説明の難しい許容誤差範囲内の中央制御室内の計器の表示値のばらつきを調整しているものであり、原子炉を保護するための信号自体は変えていないため、プラントの安全性に影響を与えるものではなかった。</p> <p>【法令・協定適合性に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 総合負荷性能検査の判定基準は、「測定値が安定していること」であるため、許容誤差範囲内にある計器の表示値のばらつきを調整し、制限値を逸脱していることを隠蔽しようとしたものではなく、判定基準に影響するものでもなかったため、検査の目的を阻害するものではなかった。</p> <p>【社内規則等に関する問題点】</p> <p>許容誤差の範囲内であっても校正をせずに計器の表示値のばらつきを調整したことは社内規則に抵触していた。</p>	<p style="text-align: center;">なし</p> <p style="text-align: center;">H15年10月の定期事業者検査制度導入以降は実施されていない。</p>
			原因	対策	
			合理的な説明の難しい許容誤差範囲内の計器の表示値がチャンネル間でばらつきがあるケースについて、検査官への説明が長びくことを避けようとした意識が働いたものと推定される。	計器調整を実施する際には、目的と理由を明確にしたうえで、正規の校正手続きに基づき実施することとする。	

聴き取り調査において認められた不適切事象（原子力発電設備）

件名	号機他	時期	確認された事実	安全等に関する問題点	現時点における改ざん等の有無
<p>保安規定変更認可申請書における誤記の不適切な取り扱い</p>	<p>原子力事業本部</p>	<p>H17.7</p>	<p>H17年7月の組織改正に係る高浜発電所保安規定の変更認可申請を7月1日に行った。その後、申請書中のMOX燃料装荷までの経過措置を定めた附則に係る別紙-1第81条にて、組織改正後の業務所管に基づき「原子燃料課長」とすべき4箇所が、組織改正前の「技術課長」のまま記載されていることに認可（同年7月20日）前に気が付いたが、附則で引用している表81-1には誤記がなく、実質的に業務運営に支障をきたす可能性がないと判断し、補正申請を行わなかった。</p> <p>このため、別紙-1の当該誤記を含めた形で当該申請が認可されたことにより、現在も誤記が存在している。</p> <p>なお、同申請書にて、技術課長（組織改正後も存続）から原子燃料課長（新設）へ移管された原子燃料管理業務に係るその他の条文では、すべて正しく記載が変更されていた。</p> <div style="text-align: center;"> <p>高浜発電所保安規定変更認可申請書抜粋</p>  </div>	<p>【安全に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 当該申請認可直後から、社内に配付している保安規定の完本版においては、附則の別紙-1に、経過措置期間のために引用している表81-1だけを記載しており、業務が適切に実施できる記載となっていることから、安全上の問題はなかった。</p> <p>【法令・協定適合性に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由） 他の条文で変更申請内容の意図が明確であり、実務に悪影響を及ぼさない軽微な誤記であることが明らかなることから、問題はなかった。</p> <p>【社内規則等に関する問題点】</p> <p>誤記を発見した時点で、りん議処理等、的確な対応をしなかったことは社内規則に抵触していた。</p>	<p>なし</p> <p>認可された保安規定に存在している当該誤記を修正するため、変更認可申請を行った。</p>
<p>原因</p>			<p>対策</p>		
<p>保安規定変更認可申請前の申請書作成段階においては表81-1のみを附則に記載していたが、申請前の国の指導により、当該条文全体を記載することになった。この際、変更前の条文を（担当課長の変更を忘れて）そのまま記載した。</p> <p>誤記発見後の措置を関係者が協議した際に、その他の条文の記載事項から当該部分が誤記であることは明らか上、附則では表81-1のみを引用していることが明確であるので、補正申請をする必要がないとの安易な判断をしたため、国と相談することなく、誤記が残った状態で認可を受けることとなったものである。</p>			<p>本件については、誤記の修正を行うための変更認可申請を行った。</p> <p>同様の事象が発生した場合には、不適合管理を行い、国に相談しに行くように、CSRにおける透明性の高い事業活動の重要性を再認識させることで、軽微な誤記でもより適切に対応できるように再発防止に取り組んでいく。</p>		

聴き取り調査において認められた不適切事象（原子力発電設備）

件名	号機他	時期	確認された事実	安全等に関する問題点	現時点における改ざん等の有無
制御用空気圧縮機の切替え操作実績の改ざん	大飯 3号機 4号機	H19.2.6	<p>原子力安全・保安院から大飯3号機および4号機の制御用空気圧縮機の健全性について調査を行うよう依頼を受けた。そこで、平成19年2月6日、当該設備を所管する担当課長は、プラント制御用空気圧縮機に対する設備余裕を把握する必要があると判断し、発電室長に、空気圧縮機のロード（負荷運転）/アンロード（無負荷運転）時間（吐出容量が十分かどうかの健全性を示す指標）を測定するため切替えができないか相談した。その際、関係者を限定した調査をする方針である旨を伝えた。</p> <p>発電室長は当直課長に、2台ある制御用空気圧縮機のうち、運転中のA制御用空気圧縮機のロード/アンロード時間を測定した後、B制御用空気圧縮機の運転に切替えて同様に測定し、再度、A制御用空気圧縮機の運転に切替えることを指示した。</p> <p>運転の切替えにあたって、発電室長と当直課長が相談した結果、切替えデータが記録に残ると関係者を限定した調査ができなくなると考え、切替え操作期間中の約50分間、中央制御室の制御盤に設置されている制御用空気圧縮機空気圧力（制御用空気供給母管圧力）記録計および現地制御用空気乾燥器制御盤に設置されている制御用空気露点温度（制御用空気乾燥器出口空気露点温度）記録計のペンを浮かせ、記録計の空白部分に「時間調整」と記載することを当直課長は運転員に指示した。</p> <p>また、当直課長は、同じ理由により、当直課長引継簿および運転日誌に切替え操作を記録しなかった。</p> <div data-bbox="517 715 1126 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">制御用空気圧縮機切替え操作</p> </div>	<p>【安全に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由）</p> <p>制御用空気圧縮機の運転切替え操作は通常でも実施している運転操作であり、今回は制御用空気圧縮機のロード/アンロード時間をストップウォッチで測定したのみであり、運転監視も実施しており、安全上の問題はなかった。</p> <p>また、大飯3号機および4号機それぞれ2台ある制御用空気圧縮機の運転切替え前後とも、制御用空気系統の圧力は保持される系統構成であるとともに、空気乾燥器出口空気露点温度も安定しており、安全上の問題はなかった。</p> <p>【法令・協定適合性に関する問題点】</p> <p>問題なし</p> <p>（理由）</p> <p>制御用空気圧縮機空気圧力および制御用空気露点温度の記録は法令や保安規定に基づくものではなく、安全協定に基づく報告対象でもない。</p> <p>【社内規則等に関する問題点】</p> <p>主要な機器の切替え操作を記録計や当直課長引継簿・運転日誌に記録しなかったこと、および記録計の空白部分に「時間調整」と記載したことは社内規則に抵触していた。</p>	なし
原因			対策		
原子力安全・保安院からの調査依頼に対し、関係者を限定した調査をする方針としたが、関係者は記録を残さないようにすべきと勘違いし、このような行為は社内規則に抵触することは十分に認識していたものの、限られた関係者のみで軽率に判断して実施したものである。			安全最優先、コンプライアンス遵守の徹底を実施中であるにもかかわらず、機器切替えの記録を残さなかったことは不適切な行為であったため、原子力事業本部長は全発電所長を集め注意するとともに大飯発電所の関係者を厳しく注意・指導した。また、全社員に対し、CSRの重要性を再認識させるようメッセージを発信するとともに、各発電所長から課長クラスに対して以下の項目について徹底した。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス遵守の重要性を再認識すること ・問題があることを正していく勇気を持ち、何かあれば不適合管理をしっかりと行うこと ・万一、迷うようなことが発生した場合などは、上司を含めた関係者と相談すること また、コンプライアンス遵守の意識が風化しないように、引き続き意識の徹底を図っていく。		